

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 6 日(金)午後 3 時 30 分から午後 4 時 34 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項

4 月許可決定の 5 条 2 件については、長野県農業会議から
4 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)農地の嵩上げ申請

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためまして、こんにちは。暑かったり寒かったり、桜の花も早く咲き、つつじも早いものでございまして、4月は伊那御柱で、天気がよくていい御柱になったわけです。4月14日に始まる熊本地震、自然の恐ろしさをむざむざと知る今回、いっどこで起きてもおかしくないなんて言われているわけでありましてけれども。今日この後懇親会があります。これより農業委員会を開催いたします。よろしくおねがいします。

(会長挨拶)

<有賀会長>

あらためてこんにちは。今日第2回の農業委員会を開催するとしたところ、全員のご参加をいただきありがとうございます。挨拶といっても、今職務代理が大体ほとんどの私の言うことを喋ってくれましたけれど、付け足しますと、昨日ですか、諏訪の上社の建御柱、御柱から落ちて亡くなったということで、おめでたい席、行事でこういうことがあっては気の毒かなと思っていますけれど。この前の22年度も2人落ちて亡くなったというような報道がされていますけれど、ほんとうに悲しいこととお悔やみ申し上げたいと思います。この用紙の一番下に今後の予定と、年始でございまして、主に6月2日農業委員・推進委員の方の岡谷で行われるということですので、全員の参加をお願いしたいと思います。今までですと、長野、松本とか遠いところでやっていたけれども、今年おかげさまで近くでやっていただけるとのことですので、みなさん都合つけてお願いしたいと思います。簡単でございますけれど、会長の挨拶です。よろしくおねがいします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

それでは5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、よろしくおねがいいたします。

(4月1日付 審議要領等の改正について事務局から説明)

<中畑事務局次長>

全員配布の農地調整ハンドブックを元に説明。

4月1日に長野県農業委員会ネットワーク機構一般社団法人長野県農業会議農地審議要領改正。(4月は経過措置のため、5月議案より適用)

これまで、4条・5条はすべて長野県農業会議へ意見聴取をしていたが今後は下記に該当するもののみ。

- ①農地転用面積が30アールを超える案件(必須事案)
 - ②農業委員会が必要と認める案件で、甲種農地・第1種農地に係る事案。第2種農地で営農型太陽光発電施設・駐車場・資材置場・建売住宅に係る事案
 - ③その他事案で、特に農業委員会が意見を求めることが必要と判断する事案。
- 今後、意見聴取の有無により許可証の交付が月2回となる。(9日前後、16日前後)

<有賀会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局よりお願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富…番、地目は畑、面積1043㎡を、貸駐車場とするための申請でございます。申請人はアパート経営をしておりますが、道路延長の用地買収に伴い現在使用している駐車場が使用できなくなってしまうため、46台分の貸駐車場としたい計画でございます。申請地は伊北インターチェンジから概ね300m以内の農地法第4条第2項第1号ロ(1)の第3種農地で、原則許可で問題ないと判断いたします。またこの農地は4月11日付で農振からの除外の公告が済んでおります。また、西天土地改良区からの意見書も提出がありました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員さんから意見書をいただいております。

<4番 宮澤委員>

現地確認に行きまして、駐車場が整備されてまさに使用できる状態になっておりましたのでご報告いたします。

<有賀会長>

この件について意見はございますか？どうでしょうか？今説明があったように、道路工事の関係で駐車場がなくなってしまうということで、去年の農業委員会にも農振法の除外ということで申請があつて今駐車場にしたいという申請がでておりましたので、ご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

<5番 中村委員>

いいですか？駐車場になつてゐるということは許可の前に実行しちやつたいう事になつちやうんで。

<有賀会長>

まだ、なつてはゐないです。

<中畑事務局次長>

現状を私見てきたんですけれど、つつじはこっち側に植わつてゐて、原野つていふような感じなんですよ。舗装はもちろんしてないし、荒れてるつていふ感じです。駐車場とは今のところ見えないです。

<5番 中村委員>

そうですね。じゃあいいです。止められる状態になつてゐるつていふんで。

<中畑事務局次長>

この前に駐車場にするつていふと違反だけど。2人で現地は確認してきましたんで、大丈夫です。

<福島推進委員>

ここんとこ石がいっぱいあつてね、もう5、6年も前からあまりつくつてゐなかつた。

<有賀会長>

耕作してゐなかつた。どうですか？よろしいですかね？（「はい」の声）はい、ありがとうございます。じゃあ、次お願ひします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番は(場所の説明)の場所になります。1番、所有権の移転でございます。

伊那市荒井・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積24㎡を、大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。隣接する・・・番の宅地と同時に購入する計画であります。申請地が農地として残っていたため今回申請が出されました。譲受人は現在アパートに暮らしておりますが、自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。代替することはないだろうということであります。この件につきましては、有賀会長と宮澤委員さんから意見書をいただいております。

続けてよろしいですか？

<有賀会長>

ひとつずつ。

<中畑事務局次長>

お願いします。

<有賀会長>

では、宮澤委員さんお願いします。

<4番 宮澤委員>

有賀会長と現地確認しましたところ、問題ないということで許可し署名いたしました。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件についてご意見ございましたらお願いします。

何かご意見ございますかね？よろしいですかね？(「なし」の声)はい、ありがとうございます。じゃ、続けて進めていきます。それでは2番目。

<中畑事務局次長>

お願いします。それでは2番についてお願いします。所有権の移転でございます。

この文面の中に第2種とか第3種とか言葉が出てきますけれども、これについては先ほどのハンドブックの4-28頁をご覧いただければよろしいかなと思いますのでよろしくお願いします。

それでは2番になります。大字平出・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字上平出・・・番、地目は田、面積457㎡を、大字平出・・・、B社が取得し資材置場とするための申請でございます。この件、資材置場になりますので県の常設審議委員会のほうへ提出するという案件でございます。譲受人は現在数ヶ所に点在する資材置場を1ヶ所に集中し、事業の合理化、拡大を図りたい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。また、この農地は4月11日付けで農振からの除外の公告が済んでおります。この件につきましては、新村委員さん、小島委員さんから意見をいただいております。以上です。

<有賀会長>

じゃあ、どちらかお願いします。

<7番 新村委員>

現地確認を4月15日に小島委員と私の2人で行いました。許可を受けようとする土地は周りがすべて道に囲まれていて、片側が天竜川ということで隣接する田んぼには全然影響がないということで、2人で印鑑を押させていただきました。

<有賀会長>

今ご説明いただいてご意見のある方はよろしくお願いします。

(追認の許可について)

<中畑事務局次長>

(経過説明)

<有賀会長>

今説明いただいたんですけれど、農業委員会でも..

<栗林推進委員>

その場合4条やらなくてすぐ5条でもいいってということ？

<5番 中村委員>

有賀さんの土地で、それをB社が保有するってことだもんで。

<栗林推進委員>

でもその前に賃貸があったってことでしょ？事実として。賃貸があったってことでしょ？
B社が出してるってことは、有賀さんが出しているわけじゃないでしょ？

<中畑事務局次長>

辰野町下水道工事の上平出地区の請負業者が本件土地を工事のため資材置場として2年間にわたり使用していたことに始まる。

<栗林推進委員>

その前に4条はやらなんでもいいの？って話。逆として。

<5番 中村委員>

4条はいらないですよ。

<栗林推進委員>

いらないの？事実があっても。

<5番 中村委員>

賃貸で土地を借りてその前に業者なりAさんが資材置場として使用する場合にはいきなり5条でいいんですよ。

<有賀会長>

じゃ、これについてはね、今栗林委員が言ったように、こういう現状確認も必要になってくるんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうかね、これ、非常に難しい問題ですけれども。

<中畑事務局次長>

事実をまずは事務局のほうへ相談していただいて、この会の中でも事実をそのまま皆さんにもおはかりして決めていただくっていう方法がいいかなと思います。

<有賀会長>

申請はこうだけど、農地になっているけれど、実際はどうですかというような、ここであらためてそういうふうに設けたらどうですかね。いい意見が出たんで、我々も業者が来てあ、いいですよという感じでやりましたんで、大変いい参考な意見が出たんで今後こういうふう。

<中畑事務局次長>

そうですね。もう一つは、町内見ている中で転用とか言っているところがあったら是非こちらのほうにも情報を寄せていただければと思います。

<有賀会長>

業者様は直接農業委員に來たりしますけれども、役場には連絡とってありますかとそういう具合もちょっと聞いていただいて、直接農業委員に來たりしてちょっと困るんで、役場の産業振興課に連絡いただけますかということをお話していただければ、農業委員も推進委員の方も助かるんじゃないかと思えますので、今後そういうあれをすすめていきたいと思えます。この件についてはよろしいですかね？（「なし」の声）はい。では次。

<中畑事務局次長>

それでは3番になります。所有権の移転でございます。

大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、登記地目は田、現況は畑、面積487㎡を、長野市川中島町今井原・・・番地にお住まいの、BさんとCさんが共同で取得し住宅を新築するための申請でございます。場所は宮木になっております。譲受人は現在町外のアパートに暮らしていますが、子どもが大きくなり

手狭になってきたので実家がある辰野町に住宅を新築したい計画でございます。なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いします。当初事業計画者のAさんは昭和53年にこの土地を住宅用地とする転用許可を得ましたが、諸事情により断念しておりました。高齢となり、住宅用地が必要でなくなったため、所有権を移転し土地の有効利用を図りたい計画でございます。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員さんから意見をいただいております。

<宮原職務代理>

2番委員の宮原が報告をいたします。4月15日に原さん、私と行政書士さんと立ち会って確認いたしました。(場所の説明)、住宅に囲まれた土地になります。新たに行政書士さんが測量をしたということで、杭がしっかり入っているということで、横にすぐ接して町道、3.2メートルの町道が入っています。そこに上下水道は埋設されているということで、ただいま説明がありましたように1回住宅にしたのをいろいろ事情で建てなくなったということで、そのぐるわに庭木だか青垣、結構年数がたったものが植わっているということで、ここに住宅が建ってもまあ住宅よりいい使い道はないじゃないかというくらいの住宅地に囲まれた所でございます、問題ないと判断をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご意見ございましたらお願いします。

<栗林推進委員>

いいですか？面積がえらい4分の1くらいの面積なんですけれど、これは分筆をするってということですか？487㎡が95.76㎡って。

<宮原職務代理>

分筆されていますね。この前から。ずっと前から。今回だけじゃなくて。いわゆる登記面積はこれだけになっているけれども。

<5番 中村委員>

95.76は住宅の面積じゃないです？

<事務局 横内>

建築面積です。

<栗林推進委員>

あーそんなんですか、これは。

<中畑事務局次長>

農地全体は487㎡なんで、住宅の建築面積が95.76㎡

<栗林推進委員>

あーこれは住宅の建築面積か。転用する面積じゃなくて？あーすいません。

<有賀会長>

そのほかに。「なし」の声)よろしいですかね？はい、ありがとうございました。その他に何かご質問はいいですかね？では次に第2号よろしいですか。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

では、私のほうからご説明いたします。利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計7件、11筆、面積は11,478㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議お願いします。

この農業経営基盤強化促進法につきましては、前回でもご説明しましたが、内容としまして「耕作または養蓄の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められること、耕作または養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、そのものが地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること」というような内容が文言になっております。このような内容が見込まれるということでご審議のほうをお願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問ございましたらお出しいただきたいと思いますけれど。

<5番 中村委員>

ちょっといいですか？すみません。質問じゃないですけど、申請面積、田んぼと畑の合計を月ごとのやつを書いといていただけると。

<事務局 横内>

はい、次回から。

<有賀会長>

すぐ出ます？面積は。

<5番 中村委員>

いいですいいです。いいですよ。

<有賀会長>

この次から。

<事務局 横内>

次回の議案に入力します。すみません。

<有賀会長>

この上伊那農業組合ってのは上伊那農協、そういうことですか？

<事務局 横内>

この件に関しては、Aさんから農協、農協からBさんって形で、農協が間に入って貸し借りを円滑化していただいているってことで、その他のところに円滑化って書いてありますけど、農協が間に入ってる形です。

<有賀会長>

その他に何かご質問ございますかね？よろしいですかね？（「なし」の声）はい、ありがとうございました。それじゃ、2番目の農地嵩上げについてご説明よろしくおねがいます。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは農地の嵩上げの関係になります。報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います。4月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続きまして、(2)農地の嵩上げの申請であります。議案書のとおりでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。では次その他について。

その他

○農地法による各申請添付書類一覧表と意見書の記入例の説明（事務局 横内）

○広報たつの掲載「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」について（一ノ瀬事務局長）

「まち・ひと～」の中のひとつとして「食の革命」事業を推進

→地域食材のPR、加工、販路拡大の仕組みづくり

新体制の農業委員会において、どのように取り組んでいくか意見を頂戴したい。

○次回委員会開催日（事務局 横内）

6月6日（月） 午前9時00分から 役場第2会議室

○今後の予定（事務局 横内）

5月18日（水） 上伊那会長会（伊那/会長）

5月26日（木） 全国農業委員会長会（東京/会長）

6月2日（木） 農業委員・推進委員研修会（岡谷/全員）

6月9日（木） 農業委員会長・事務局長等合同会議

（松本/会長・事務局次長）

7月 1日(金) 上伊那農業委員会協議会定例総会

(駒ヶ根/会長・代議員として職務代理)

○クールビズについて(5番 中村委員より質問あり)

日程は未定だが、6月の研修会の服装については後日送付する通知に記載

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印